

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例(平成24年6月7日京都市
条例第2号)(文化市民局地域自治推進室)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分により、中京区の所管区域内において、新たに町が設置されることに伴い、規定を整備することとしました。

主な内容は、以下のとおりです。

新たに設置される町

西ノ京東梅尾町

この条例は、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月7日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 2 号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

中京区の所管区域中「西ノ京梅尾町」の右に「，西ノ京東梅尾町」を加える。

附 則

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）